

## 第 63 期第 1 回中央執行委員会議事録

1 開催日時 令和 4 年 9 月 17 日 (土) 午後 2 時から午後 6 時

2 開催場所 東京グランドホテル及び各地区本部 (WEB 併用)

### 3 出席者

[中央執行委員長]

倉本和邦

[副中央執行委員長]

浅野浩一、原川佳也、永山幸司 (WEB)

[中央書記局]

齋藤雅記 (書記長)、村岡和弥 (書記次長)

[中央執行委員]

北出淳一 (WEB)、内木太一、北條貴子、佐藤裕一、福田和政、仲野裕幸 (WEB) 、浦中篤、福本一也、新里薰 (WEB)

### 4 議題

(1) 第 63 回定期大会総括

(2) 承認事項

(3) 第 63 期における具体的な取り組み

(4) 推薦議員について

(5) 確認事項

(6) その他

### 5 議事内容

○中央執行委員長挨拶

- ・第 63 期が本日から始まります。皆様よろしくお願ひいたします。先ほどの定期大会で議長の方が言っていたとおり、組織率の強化が一番の課題です。今期、色々と新たなやり方を試しながら、活動を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。
- ・マスコミや議員会館の秘書からの情報では、秋の臨時国会が 10 月 3 日か 7 日に開会と聞いています。給与法は、提出予定の法案に入っていますが、秋の法案が 20 数本あるという情報もあります。順番等分かれば秘書から教えてもらう予定ですので、分かれば皆さんにお伝えしてきます。

## (1) 第 63 回定期大会総括

- 定期大会について総括を行った。各地区本からの意見は以下のとおり。
- ・選挙管理委員長と議事運営委員長は、会場参加者に務めてもらった方がよい。
  - ・大会役員を紹介するときに起立してもらったが、いつ着席すればいいか悩んでいたので、着席するタイミングもアナウンスしてあげた方がよい。
  - ・活動経過報告の際に忘れず青年関係の報告を書記次長に繋ぐようとする。
  - ・配置について、打合せのしやすさ、発言席への行きやすさ等の理由により、委員長の隣は書記長が望ましい。
  - ・役員立候補者信任投票について、事前に QR コードが読めない人がいないかの確認を行った方がよい。読み込めなかつた人がいた場合の対応 (URL をメールで送るなど) も事前に検討しておいた方がよい。

## (2) 承認事項

- ・退任者（鈴木）への専従者補償金について承認された。
- ・退任者（鈴木）及び新任者（齋藤）の引越費用は今回発生しない。
- ・組織対策費として、函館地本に 500 万円を配付することが承認された。

### 【経緯】

单一体になる前は地本ごとに組合費が設定されており、一律にしたことで、組合費が下がった地本がある。管轄が広大であり旅費等が高額になるため、单一体になった（組合費が減った）ことによって、活動が停滞してしまっては本末転倒ということもあり、組織対策費として中央から拠出することとしている。

- ・第 63 期青年委員会役員について承認された。

## (3) 第 63 期における具体的な取り組み

今期の具体的な取り組みについて内容を決定し、全体の意思統一を図った。特筆すべき点については下記の通り。

- ・書記長会議を委員長・書記長会議に変更して組織率向上に取り組む。
- ・税関労組 HP がガラケーにしか対応していないことからスマホ対応に取り組む。
- ・関税局長交渉については、税関 150 周年の影響があるため、例年より 1~2 週間早まる可能性がある。
- ・各種専門委員会について、以下のとおり決定した。残りの者については、後日調整して決定することとした。

海事専門委員会：◎福田、永山、北出、佐藤、仲野、浦中  
行(二)等専門委員会：◎未定、永山、佐藤、新里

男女協働委員会：◎未定、永山、佐藤

青年担当中央執行委員：◎小林、永山、佐藤

組合費検討委員会：なし

制度政策委員会：◎未定、永山、佐藤

組織対策委員会：◎原川、永山、佐藤

#### (4) 推薦議員について

- ・新規追加無し。
- ・国会議員を引退したことにより、岸本周平、古本伸一郎、難波獎二の3名を削除した。

#### (5) 確認事項

- ・大会宣言、決議文及び青年委員会総会宣言について、関税局長宛9月26日(月)に提出予定。統一行動として、各地区本部においても税関長宛提出することを確認した。  
※関税局長交渉の申し入れに関しても、上述の大会宣言等と併せて提出する。
- ・人事院登録のため、各中執及び各地本の名簿の更新を行い、中央に報告する事を確認した(各中執:9月末まで 各地本:10月末まで)。
- ・第1回四役会議について、以下の予定で開催することを確認した。  
10月12日(午前9時30分から午後5時)  
・内閣人事局・人事院交渉について以下の予定で開催することを確認した。  
10月12日(人事院:午前10時30分から、内閣人事院:14時から)
- ・第2回中央執行委員会について、中央総決起集会が行えるようであれば11月2日から3日で開催する予定で確認した。議事内容は、人事院・内閣人事局各交渉結果報告、総決起集会、局長交渉、各種統一行動、中央委員会の開催について。
- ・第1回委員長・書記長会議については、10月中旬か下旬に1泊2日で行うことを検討している。
- ・中央総決起集会について、11月2日(水)を予定しており、現段階では開催する方向で進めていくこととした。動員規模は、例年より1/3程度とする。WEB併用するかは要検討。会場のキャンセル料は直前でもかかるないが、チケットの手配もあるため、10月の感染状況を見ながら早めに開催するかの判断をする。看板の手配もあるので、そのリミットも確認しながら改めて地本に周知することとした。
- ・国公連合第22回定期大会(10月11日 13時から16時30分)について、東京2名、横浜3名、太田特別中執で出席依頼予定であることを確認した。
- ・「2022年度 公務・公共部門労働者の仕事と生活に関する調査」の実施依頼について、10月28日(金)締切を目指して各地区本部に依頼予定であることを確認した。

#### (6) その他

- ・各地区本部定期大会予定(中央出席者)を確認した。  
○倉本中央執行委員長:函館、東京、名古屋、大阪、長崎  
○齋藤書記長:神戸  
○村岡書記次長:門司
- ・年間スケジュールについて、配布資料を基に確認した。
- ・各地本における情勢報告  
函館:定期大会を10月1日(土)に集合で行う。  
東京:定期大会を10月7日(月)に規模を縮小して行う。

事後調査の特定案件プロジェクト(越境EC)において、中国人による輸入許

可書の偽造の書類が出てきている。輸出の不正還付において、国税が税関に併任発令されている。

横 浜：定期大会を9月22日（木）に行う。

新規採用の基礎科の加入懇親を行い16名中8名の加入があった。

名古屋：定期大会を10月15日（土）に行う。

10月3日（月）に、連合愛知の学習会があるので参加する。

10月24日（月）に、倉本中央執行委員長が来られるので幹部表敬を行う。

名古屋税関のイントラに職員から意見を聞くデジタル目安箱がある。職員からの改善要求の一部が公開されているので税関長交渉の参考とする予定。

大 阪：9月13日（火）に新規採用の基礎科の加入懇親を実施。加入者なし。

神 戸：定期大会を10月1日（土）に行う。終了後、オルグ実施予定。

門 司：定期大会を10月1日（土）にオンライン併用で行う。

新規採用の基礎科の加入懇親について、昼食会を行おうとしたが研修からNGが出たのでお菓子とお茶を配る予定。語学研修生には、昼食会ができるよう研修と調整中。

長 崎：定期大会を10月8日（土）に行う。

今後、新規採用の基礎科の加入懇親やオルグを実施する予定。

新規採用の普通科の加入懇親について、1回目の際の押しが弱く、2回目の時にお願いしても加入届を書いてもらえなかつた。

沖 繩：定期大会を9月28日（水）に行う。

新規採用の基礎科の加入懇親を行い2名中2名の加入があった。

- ・第62期決算の会計監査を受けたところ、昨年11月に鈴木前書記長の勤務の実態が無いにも関わらず超勤を支払っていることについて指摘があった。7月12日以降も同様に鈴木書記長の勤務実態がない。9月分については、本期の予算であるため本期の中執で支払いの要否の検討を行った結果、9月分については支給しないこととした。以下、中執で検討を行ったやり取りを記録する。

[齋藤]書記長引継ぎにおいて、中央は、超過勤務をまともに付けてしまうと予算が足りなくなってしまう。そういうところもありまして、上限を決めているんですね。今までそれで支給ってきて、30というところでやっていたんですが、実務としてやり過ぎているけどここまでごめんなさいという意味合いで付けていたものだと思います。実際こういう形で処理していましたよね？永山さん？

[永山]はい。

[齋藤]そういうところで、上限を決めていたということがあったんですが、今回勤務実績が無いにも関わらず超勤の支給をしているということがあって、実際のところ、まったくゼロではなかったということで、いつもより少ないところを付けたっていうのもあったんですが、そういうところについて、勤怠管理をきっちりした上でですね、要はやっているよというのがあって上限がここまで、最大でもそういうところが必要なんじゃないかというのを言われて、今後

の改善の課題としてくださいと言われました。定期大会を見てもらって分かるとおり、鈴木書記長は、現在も出てきておりません。7月12日から現在に至るまで出勤しておりません。その部分で、とりあえず7月までは実績があったので、8月までは今までと同様に30時間で超勤を出したんですが、9月の給与を支払うにあたって、9月からは今期63期の予算になるため、ここは課題として言われたところは当然検討しないといけない。そういうことがあって、鈴木書記長にメールを出したんですね。今までどんな質問をしても返ってこなかつたのが、お金のところだけすぐに返事がきました。そこでこういう支給の方法でやっていたよというのがあったので、9月分の超勤の支払いについては、ペインティングしています。それ以外のところは、全部支払っていますが、今回、勤務実態がないのに30時間の超勤の対価を払う必要があるのかどうか。これは、監査をした方から言われたんですが、実態がないってのは通常のところでも付かないでしょというところと、これを支払ったというのが組合員に説明が付くのかというのを言われました。本来、月30時間までとしているのは、あくまでもそれ以上の勤務をしているから付けているというのが私は常識として考えていました。ですが、通常30時間付けているのでそこは払うべきだという考え方と、実際勤務実態がない、国家公務員の給与に準じて支給するという考え方からすると矛盾するところがあるということで、今回この場で超過勤務を支給するべきなのかどうかのご意見を聞きたいということで入れさせていただきました。9月分からが今期の予算になります。

[倉本]端的に言いますと、鈴木さんの言い分としては、過去中執で諮って30時間って決めたんだから、決めたものは払ってくれっていう言い分なんんですけど、我々としては、会計監査から言われているのは、勤務していない人間に30払うっていうのは、過去の取決めでなっているかもしれないけど、払うのっておかしいでしょっていう指摘を受けたので、そのあたりを今回中執で、「月30時間とする。但し、勤務実績がない場合を除く。」と但し書きとして申し送るような形にしていいですかっていうのを中執に諮っておいて、それが認められるのであれば、今期からそれを実行しようかなと思っています。

[佐藤]検討するにあたり、確認したいのが、上限30なのか、30固定なのか。上限30であれば、30いっていなかつたら30支払わないってことですよね。

[倉本]というふうなことが考えられるので、今期実は勤怠管理することにしました。

[佐藤]もう1個が、書記長引継ぎ。今、齋藤書記長から書記長引継ぎで上限30って話があったんですけど、それは書記長引継ぎのペーパーに明確に残っている？鈴木書記長は中央執行委員会にかけたって言っているけど。

[倉本]鈴木書記長がではなくて、過去の。宮川さんが役員やっていたときにどうも決めたみたいで。

[佐藤]それが書記長引継ぎじゃなくて、中央執行委員会でかけたって鈴木書記長から言っていたんだから、それがちゃんと議事録として残っている？そこが残っていないんだったらなんの効力も発生しない。向こうさんの言っていることが間

違っている。あと、勤怠管理今回からちゃんとやりますっていう話ですけど、そもそも勤怠管理はいつからやっていないの？

[倉本]勤怠管理は、奥平さんが委員長をやってから2期やっていない。

[佐藤]鈴木書記長は年休なのか、病休なのか。年休だったらもしかしたら払う可能性が出てくる。病休だったら当然、私たち国家公務員給与法の中でも病休には払わないんで。ただ、年休だとすると、超勤が30固定という議論であれば、年休だったら払わざるおえない。というのが確認したい事項です。

[倉本]年休処理につきましては、本人に確認を取ってですね、年休の残で処理できるものは処理して、残りは全て病気休暇という処理にしますので、8月9月については病気休暇で処理することになっています。

[佐藤]そこ本人の了解取れているの？

[倉本]本人に確認取りました。メールが残っています。

[佐藤]向こうさんから返事は？

[倉本]病気休暇で処理しますよと言ったら「承知しました」と。

[原川]私が10年前にやった時は、勤怠管理はやっていませんでした。普通にきて普通にやっていたんで。出勤簿を押すとかはなかったです。年休もほとんど取れなかつたので、お盆の時に休むか、年末年始に休むとかやっていました。私の時は超勤40時間固定で付いていました。規約かなにかで書いてあったような気が。

[倉本]規約はないです。書いてないです。

[原川]昔は書いてなかつたかな。

[倉本]書いてないです。

[原川]それで、宮川さんが書記長で来られた時に40だと予算が持たないから、30にした。元々なんで超勤30、40固定だったかというと、土日に出たりとか、こういった会議は振休なんですがそれをやっていると事務の煩雑化になるので、40固定。その代わり近くの交通費とかも一切出さないよという感じでやっていました。中山修平が書記長やっているときに、勤怠管理をあまりにも言いづらいんですけど、奥平委員長の時に奥平委員長が、今日休むとか、東京の案件でと言って出てこないこともあったので修平が勤怠管理の表を作って、やっていたようなんですけど、前々期になつたらパタッとやめちゃつたみたいな感じです。

[齋藤]永山さん。前に書記長でやっていた時って、どういうふうに処理していたんですか？

[永山]原川さんが仰ったとおりで、勤怠管理というのはやっていなかつたんですけど、私自身も年休は取つていなかつたですし、土日も当然やっていましたんで。上限30というのを宮川さんが書記長でいたときにやつたのは知つていて。当時は文書に残つていたと僕も記憶しているんですけど、行って探した時にはなかつたという状態ですね。

[齋藤]ありがとうございます。今現在も規約等には載つていませんでした。私も30

を上限という言い方をしたんですけど、固定っていう表現だったかもしれないなと思っているところです。あとでそこは確認したいと思いますけど。実際そうところで、支給すべきか否かというところなんんですけど。普通の考えで行けば、病気で休むって言っている人間に払うのはどうかなっていうのはあるんですけど。

[浅野]法律論の話をさせてもらえば、国家公務員にはみなし残業っていうのはないんですけど、専従の方の雇用形態、勤務形態というのがどういう形で契約されているのかそこから始まるのかと。

[倉本]雇用形態は、勤務時間が規約に書いてあるんで。

[浅野]みなし残業という表示がなければ、通常は払うものではなのがなという気はします。

[倉本]だから、本来は実績に基づいて払うのかなと。

[浅野]そうそう。

[倉本]そのあたりをどのくらい実績があるのか今まで勤怠管理取ってなかつたので、私は勤怠管理を先ずとって、このくらい実際ありますよと。土日も含めて出勤して、会議とかね。で、実績これだけありますよと。こんなけ実績あるんだけども、こんなけしか支給していませんという実態をしっかり見てもらったりもしたいなっていうのはあるので。先ずは実績を取らないと分からないと。

[浅野]当然、勤怠管理やるべきだとは思うんですけど、個人的には。そのうえで、今回の件どうするか、遡ってっていう話、遡りもない…。

[倉本]遡りじゃないじゃなくて、今回 63 期の取扱いをどうしますかっていう扱いなので、過去の 62 期の 11 月の超勤の支払いは注意ということで今後の検討課題にしてくださいって言われたので今回 63 期の中執の中で、鈴木さんが言ってきたのが中執の中で過去決めたと言われたので、中執の中で皆さんの意見を聞いて、今回但し書きを付けて勤務実績がないんであればそれは付けないですよといった形にすればとりあえずは。性善説でこの規約ができているので。勤務を前提に全て書いてあるんですね。勤務しない人を書いていないんで。勤務しなかった場合、例えば今回の病気休暇の取扱いでも 1 か月以上休めば、本当は職場復帰プログラムとかに乗らないといけないにも関わらず、鈴木さんは職場の上司に報告していないので、職場の上司は鈴木さんがこういうような形で休んでいるというのは全く知らないといった実態がある中、我々の労組のメールに適用障害ということで、診断書を出してきたので、一応我々としては病気休暇扱いにするのかどうするのかというのを本人に確認したら、病気休暇扱いで結構ですと言ってきたのでどうしますかという話になっているということ。

[浅野]今、委員長から但し書きという話がありましたけど、私も労働法詳しい訳ではないんですけど、みなし労働を付けていなければ、基本的にはそういうことはないんじゃないかなっていう。わざわざそういう規定を雇用契約の中に入れていいなければ、そもそも論でよく求人にあるみなし残業含むみたいな表記がなければ、通常は給料は給料として、残業は残業として別物として扱うのが原則じゃ

ないかなと思うんです。私も今聞いた話なので法律読んでいないのでわかんないんですけど。

[倉本]だから、会計監査から言わされたのは、やった実績分そのまま数字付ければいいじゃん。

[浅野]そういう話になりますね。

[倉本]結局はそうなっちゃうんですね。じゃあそれでいいですかっていう話になっちゃうんで。

[浅野]本当は、私はそれでいいと思いますけど。

[倉本]逆に祝日とか会議に出ちゃうと祝日休とか付いちやうもんで、そうなっちゃうと金額が跳ね上がるっちゃうもんで、我々の給料が。そうなるとやはり、組織率がっていうなか、我々踏ん張ってやっていくというところで、できるだけ我々の給料は抑えたままでいきたいなというところもあるので。あまりそこを実態に即して支給しちゃうと、給料がポンと出ちゃう可能性があるので。本当は振替え休暇とかをしてできるだけ超過勤務を出さないのが現場の実態なんですが、我々やはり3人でやっているなか、これから秋の要請行動があるというなか、振替えで休むってなったら、そこの1日が活動できなくなっちゃうので。そういういたところもあるので、振替えは中々できない。それじゃあ、お金にしたらいいのかと、中々お金になっちゃうと金額がポンと10、20と40、50と付けちゃうとすごい金額がなっちゃうもんで。それだとどうかなというのがあるんで。そこのバランスも考えてかなと思うので。まあ、均すとそのくらいでっていうところもあるのかなと思います。

[齋藤]今回、非常にどうするかっていうところで、監査とかでなにも言われないんであれば、考える必要もないのかなと思っていたんですけど、今回こういう検討課題とされてしまったところ、もう払わなきゃいけないところが目に見えてたところ、判明していたことから、今回こういった形で皆さんところに相談させていただいたってところが経緯となっているんですけど。

[佐藤]逆に払うべきだっていう人いるの？

[齋藤]はつきり言えばいました。大前提として、30固定と書いてあったと聞いていて思ったんですけど、そういうふうにしている以上は払うべきじゃないかっていう人はやっぱりいました。今まで出てこなかったという事案がなかったんじゃないかなと。そういうところを想定していなかったというのが事実なんじゃないかなと。そうなった時に固定と書いてあれば、そこは支払うべきなんじゃないかと、確かにそういう意見を言われたので、書きぶり先ほど上限って言いましたけど固定だった気がします。根拠が書記長の引継ぎっていうことになってしまふと弱いのかなと。そう考えるとそれはどこまで有効なのかというのも考えないといけないのかなっていうところもあったんですね。今回のところを支給しないとなった場合、おそらく今後発生する期末勤勉手当の勤勉手当の方に波及するはずなんですね。通常、3か月以上の勤務というところになると、70/100を支給することになるんですね。今回10月で帰るんですね。その時に、70/100

にしたところからさらに休んでた期間を除かないといけなくなる。そういったところにも波及するもんで、今回こういった形で確認させてもらって、超過勤務についてそのまま払うんであれば、勤勉手当の減額についても必要ないと考えてもいいんじゃないかなと思ったんですね。今回の超勤だけでなく、そのあとの支給にも関わってきてしまうんじゃないかなと。厳密にいうと、通勤手当の返納も必要になってくるんですけど、通勤手当については本来やるべきでしょうけど、中々返還してやるというのは難しいのかなと。そこについては考えなくていいんじゃないかなと思っていたところでした。超過勤務の払う払わないと、期末勤勉の勤勉の方に波及するっていうところがあつて、そこについては真摯に考える必要があるのかなと。同じところが指摘される可能性があるというところもあって。

[佐藤]今回そういうふうに、勤怠管理もちゃんとります、書記長引継ぎもこうなつてますけどその辺もちゃんと明確にしますって、この中執で決めてしまえばそれでいいんだよね。

[倉本]そうですね。

[佐藤]いいじやん。それで。周りの皆さんのが良ければね。

[浅野]今期変えましたっていうところが明確になればちょっとは解決になるのかなというのは確かに仰るとおりだと思います。あと、ちょっと法律見たんですけど、労働法 38 条のほうで、固定残業となつてない限りは原則はやつた分だけというのが原則なんで。あとは、雇用契約の中で判断するしかないのかなというところですかね。

[永山]その部分については、書記局運営規則の中で諸手当については「専従者の諸手当は、この規則で定めるもののほか、国家公務員の支給基準に準じて支給する。」というところですね。契約の内容としては。始め書いてある書いていないという話があったと思うんですけど、確か消えたのは安岡さんが委員長やつたときだったと思うんですよ。数字がそこに書いてあるのが生々しいというところと、4 って出ててよろしくない数字だということで消したと記憶しています。

[佐藤]今後は、会計監査から指導のあったとおり、中央の勤怠管理をしていただいて、やってくださいとしか言いようがないと思います。

[齋藤]今のところまとめさせていただきたいんですけど、固定 30 としているところを上限 30 とすることと、勤務実態がなければ支給できないとするということによろしいでしょうか。今回、超過勤務の方を支払えないということになるんですが、期末勤勉手当の勤勉手当に波及すると思うんですけど、その分についても減額する必要があると思うんですけど、それについては給与の方に確認をしてみて、聞いてみようかなと。

[倉本]国家公務員の支払いの基準に準拠するので、そこも減額せざるを得ないのかなと思っていますので。そこは、規約に則って、超勤を減らしたんであればそういったところにも波及するんで、そこも準拠して支払わないと。

[齋藤] 払うものはあるんですけど、減額になりますよと。その部分は明確にしたうえでですね、本人に通知するという形を取らないといけないと思いますので、そこについては、私の方で計算したものを給与担当者に見てもらって、正確な数字を出したうえで対処していくという形を取らせていただきたいと思います。

[浅野] あとは、念のために法律の専門家に聞いておいた方がいいんじゃないですかね。労務管理を専門にしている。

[佐藤] 連合とかあの辺で紹介してもらって。そういうところがあれば。

[倉本] ちょっとつてがあるかどうか。莊司さんですかね。

[浅野] 法律って結構書きぶりで判断されるところがあるので。さっきの固定だとか上限だとか表現一つで判断されることがあるので。素人が考えると結構危険なところがあるんですよね。私も専門家ではないのであれですけど。一応、法律勉強した人間としては。ちょっととした表現の違いで大きく異なってくるので。そこは慎重なうえにも慎重にやっておいた方がいいと思います。

[倉本] じゃあ、そこの言葉尻は後日調整するとして、今回の分については支払わないという整理でよろしいですよね。

[一同] 了承。

[齋藤] 週開けてから本人に今月分については払えませんと中執で決定しましたと説明したいと思います。勤勉手当については、確認してから伝えたいと思います。

以上

・「2022連合中央女性集会」の開催（集合・Web）に伴う参加要請について、国公連合より4名（集合2名、Web2名）の参加を求められている。10月21日（金）13:00～16:00予定であるが、中央書記局は同日、全大蔵総会のため参加不可となっている。各地区本部に調整を依頼した。

- ・62期に提出した要求書の一覧を共有し、スケジュール感の確認を行った。
- ・新たな福利厚生について、村岡書記次長から説明があった。オークラニッコーホテルズと法人契約（無料）を結び、対象のホテルが法人特別料金（BIZ SAVER PLUS）として通常料金から10%割引で宿泊できるというもの。これについては、このまま進めていくことを確認した。また、同会社が提供する「共通ご利用券」の説明があった。関連ホテルの宿泊や食事に使え、有効期限はない。中央で手配をして、地区本部が一部補助をし、安価に組合員に提供というのを想定している。上記特別料金との併用可能。これについては、引き続き検討していくこととした。
- ・土日の緊急時の連絡先として、委員長携帯と書記長携帯の電話番号とメールアドレスを確認した。
- ・今回の定期大会で配布したマスクや、中執の配布資料を入れるクリアファイルに貼ったJCUシールについて説明した。必要な場合は簡単に中央で作成ができるので中央まで連絡をお願いした。

以上